

三次市教育委員会告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく
公の施設に係る指定管理者の代表者に変更があったので、三次市公の施設におけ
る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則（平成16年三次市規則第21
9号）第7条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年 月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

指定管理施設の名称	さくぎ郷土芸能伝承館	
変更の内容	変更前	伊賀和志区 区長 三上 瑞枝
	変更後	伊賀和志区 区長 井立 正博
変更年月日	平成28年5月1日	